

○国土交通省告示第二百七十五号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第十五条の規定に基づき、特定施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第五項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保するための通常の床面積よりも著しく大きい建築物に関し国土交通大臣が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

国土交通大臣 林 寛子

第一 特定建築物にあつては、利用円滑化誘導基準に適合すること。

第二 特定建築物以外の建築物にあつては、特定施設（高齢者、身体障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

1 出入口

一 幅は、八十センチメートル以上とすること。

二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

三 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

2 廊下その他これに類するもの

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあつては八十五センチメートル（柱等の箇所にあつては八十センチメートル）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあつては九十センチメートル以上とすること。

三 段を設ける場合においては、当該段は、3に定める構造に準じたものとする。

四 1に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

3 階段

一 手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

4 便所

便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を一以上設けること。

一 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

二 一に掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 一に掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

5 敷地内の通路

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 直接地上へ通ずる1に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

イ 幅員は、九十センチメートル以上とすること。

ロ 段を設ける場合においては、当該段は、3に定める構造に準じたものとする。

附 則

1 この告示は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の

一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

2 平成七年建設省告示第八百十四号は、廃止する。